

令和 8 年 1 月 1 6 日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 1 0	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書 1 1 そ の 他(3) 契約書(案) 第 1 8 条	入札説明書 1 1 その他 (3) に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書 (案) 第 1 8 条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第 1 8 条第 1 項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書 9 (4)	郵送で、1 回目のみ入札に参加する場合、2 回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2 回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1 回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3 回目の入札書の提出は不要です。
4	入札附属書	<p>入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。</p> <p>①基本料金，月額（1）欄は力率割引（仕様書記載の標準力率 1 0 0 %）を適用した積算後の金額を記載する。</p> <p>②各月の基本料金と電力量料金の小計（1）（2）においては、小数点以下第 2 位まで保持（小数点以下第 3 位を四捨五入）する。</p> <p>認められない場合、入札金額の積算においては、ご指示のとおりに行いますが、仮に弊社が落札した場合には、弊社の規定（上記のとおり）で各月の電気料金を算定</p>	<p>①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。</p> <p>②入札説明書 9 (3) エ (注) 2 ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に 1 円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。</p>

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
5	契約書(案)	<p>することになりますか、ご了承いただけますか。</p> <p>契約書に以下の文言を追加させていただきますか。</p> <p>乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p> <p>不可の場合、協議いただくことは可能ですか。</p>	<p>電気料金の算定については、契約書第10条に記載のとおりです。</p> <p>条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p> <p>なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。</p>
6	入札説明書 9（11）	<p>燃料費調整額について、「広島市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表に定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で間違いはないでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできませんが、協議の上、燃料費等調整を行わないことは可能です。</p>
7	入札説明書 9（11）	<p>各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定するため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。</p> <p>落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整制度の違いを考慮いただけますでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。</p> <p>また、入札価格の算定に当たっては入札説明書9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額は入札金額に含みません。</p> <p>落札者の決定方法については、入札説明書10(3)に記載のとおりです。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。